優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ18ホールディング特定目

的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十八日

掲載頁　七十九頁（号外第二六八号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ20ホールディング特定目

的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十八日

掲載頁　八十頁（号外第二六八号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ21ホールディング特定目

的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　七十八頁（号外第一五九号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ22ホールディング特定目

的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十八億五千六百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=56100885

令和七年九月十二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

エーヴィダブリューエル・ジャパン・リアルエステート特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十二億五千五百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=14094985

令和七年九月十二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

エーヴィダブリューエル・ジャパン・リアルエステート2特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

訂正公告

令和七年六月二十七日掲載の左記会社に係る組織変更公告中、「株式会社イマージェンス」とあるは「イマージェンス株式会社」の誤りにつき訂正します。なお、この組織変更に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十二日

東京都江東区大島一丁目二番一―二七〇五号

合同会社イマージェンス

代表社員　石束　綾子

取消公告

令和七年九月一日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

令和七年九月十二日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

株式会社ミズカラ

代表取締役　村岡　大樹

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八六	上	一二	第十六号	第四号

令和二年十二月二十三日（号外第二百六十九号）公布国土交通省令第九十八号（押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
八八	上	一二	第十六号	第四号

令和三年九月二十四日（号外第二百十六号）公布国土交通省令第五十八号（道路法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四九	改正前欄 一一		牽	牽

令和三年七月三十日（号外第百七十四号）国土交通省告示第千七十一号（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四五七	改正後欄 一一	一一～一一三	「砺波市B、南砺市」	「砺波市B・南砺市」
〃	改正前欄 一一	一〇～一一	「砺波市B、砺市」	「砺波市B・南砺市」

令和四年九月三十日（号外第二百九号）国土交通省告示第千三十一号（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
六二	改正後欄 一一	終りから九～一一	「砺波市B、砺市」	「砺波市B・南砺市」
〃	改正前欄 一一	一二～一一	「砺波市B、砺市」	「砺波市B・南砺市」

令和七年三月五日（号外第四十四号）国土交通省告示第百六十号（登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二〇	上	五	場合のに	場合に

令和七年六月十七日（号外第百三十三号）国土交通省告示第四百六十九号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

五四ページ改正後欄二行目の次に次を加える。

⑥　法第41条第１項第４号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置

ページ	段	行	誤	正
五四	改正後欄 三	⑥		⑦
〃	〃	四	⑦	⑧
〃	〃	五	⑧	⑨
〃	〃	六	⑨	⑩
〃	〃	一四～一五	1.(1)①から⑨まで	1.(1)①から⑩まで
〃	〃	終りから一三	1.(1)①から⑨まで	1.(1)①から⑩まで

令和七年八月八日掲載の秋田家庭裁判所鹿角出張所に係る令和七年（家）第九〇〇七号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一一一		終りから八	30番地3	39番地3